



す。(変更案第 35 条第 2 項、第 39 条)

⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑧旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部の表現の変更、字句の修正を行うものであります。

⑨その他会社法等が施行されることに伴い、規定の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役および監査役が期待される職務をより適切に行うことができるようにするために、責任限定に関する規定を新設するものであります。なお、取締役に関する本規定案に関しては、監査役全員の同意を得ております。(変更案第 27 条、第 35 条第 1 項)

(3) 上記変更に伴い、条数の移動・整理等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(第 1 条～第 3 条省略)	(第 1 条～第 3 条省略)
(新 設)	(機 関)
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、
	次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する
	方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、
30,000,000 株とする。	30,000,000 株とする。
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 6 条 当社は、商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定	第 7 条 当社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、
により、取締役会の決議をもって自己株式を買	取締役会の決議をもって自己株式を取得する
受けることができる。	ことができる。
(新 設)	(株券の発行)
(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	第 8 条 当社は、株式取扱規程に定めるところによ
第 7 条 当社が発行する 1 単元の株式の数は、	り、株式に係る株券を発行する。
1,000 株とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
②当社は、1 単元の株式の数に満たない株式	第 9 条 当社が発行する単元株式数は、1,000 株とす
(以下「単元未満株式」という。)の数を表示	る。
した株券については、株式取扱規程に定める	②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未
場合を除き、発行しない。	満株式に係る株券については、株式取扱規程
	に定める場合を除き、発行しない。
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
(名義書換代理人)	第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、
第 8 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。	その有する単元未満株式について、次の権利
②名義書換代理人およびその事務取扱場所は取	以外の権利を行使することができない。
締役会の決議によって選定する。	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
③当社の株式名簿および実質株主名簿、ならび	(2) 会社法 166 条第 1 項の規定による請求をす
に株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取	る権利
扱場所に備え置き、株式の名簿書換、単元未満	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式およ
株式の買取、その他株式に関する事務は、名義	び募集新株予約権の割当てを受ける権利
書換代理人に取扱わせ当社はこれを取扱わ	(株主名簿管理人)
ない。	第 11 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
	②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取
	締役会の決議によって選定する。
	③当社の株式名簿、実質株主名簿および株券喪
	失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主
	名簿および株券喪失登録名簿に関する事務は、
	これを株主名簿管理人に委託し、当社はこれ
	を取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)  <b>第9条</b> 当会社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り、株券の再交付、実質株主通知の受領その他株式に関する取扱いについては、法令またはこの定款に別段の定めのある場合を除き取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)  <b>第12条</b> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)  <b>第10条</b> 当会社は、毎年3月31日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  ②前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者とすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集)  <b>第11条</b> 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集)  <b>第13条</b> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)  <b>第14条</b> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <b>第15条</b> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議長)  <b>第12条</b> 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集権者および議長)  <b>第16条</b> 株主総会は、法令の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(決議)  <b>第13条</b> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。  ②商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)  <b>第17条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役、監査役、代表取締役および取締役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第 14 条 当社の取締役は 3 名以上 10 名以内、監査役は 3 名以上とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第 15 条 当社の取締役および監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、3 名以上 10 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p> <p>②当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第 16 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>③任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役の招集)</p> <p>第 17 条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役および監査役に対し会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 18 条 監査役会は、必要のあるときに随時開催する。監査役会は各監査役が招集する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 19 条 監査役はその互選により常勤監査役を定める。(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第 20 条 当社に、社長 1 名を、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</p> <p>②社長は、当社を代表する。</p>	<p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>③社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(業務執行)	
第 21 条 社長は、当会社の業務を統括し、役付取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。	(削 除)
②社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、その取締役が社長の職務を代行する。	
(新 設)	(取締役会の招集通知)
	第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。
(新 設)	(取締役会の招集権者および議長)
	第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
	②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新 設)	(取締役会の決議の省略)
	第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
(報酬)	(報酬等)
第 22 条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。	第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	(取締役の責任免除)
	第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
(新 設)	(取締役会規程)
	第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	第 5 章 監査役および監査役会
(新 設)	(員数)
(新 設)	第 29 条 当社の監査役は、3 名以上とする。
(新 設)	(選任方法)
(新 設)	第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	(任期)
(新 設)	第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	②任期の満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(常勤の監査役)  <u>第 32 条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知)  <u>第 33 条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②監査役会の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p>(報酬等)  <u>第 34 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)  <u>第 35 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額の範囲とする。</p>
(新 設)	<p>(監査役会規程)  <u>第 36 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
	<p>第 6 章 会計監査人</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の選任)  <u>第 37 条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の任期)  <u>第 38 条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  ②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の責任限定契約)  <u>第 39 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額の範囲内とする。</p>
<p>第 5 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>
(営業年度) <u>第 23 条</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	(事業年度) <u>第 40 条</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
(利益配当) <u>第 24 条</u> 利益配当金は、毎年 3 月 31 日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	(期末配当の基準日) <u>第 41 条</u> 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法 293 条ノ5に定める金銭の分配 (以下中間配当という。)</u> をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 26 条 <u>利益配当金および中間配当金</u>がその支払い開始から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>②前項の金銭には利息をつけない。</p>